

報酬諮問委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という。)の定款第31条及び「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則」第5条第1項に基づいて決定される理事の報酬に関し、当該決定における会長の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、会長の諮問機関として設置する報酬諮問委員会の構成、運営、権限等について定めるものである。

(構成)

- 第2条 報酬諮問委員会の委員は、業務執行理事、外部理事、外部監事又は外部の有識者の中から、理事会の決議により選定する。
- 2 報酬諮問委員会は、委員3名以上で構成し、その過半数は外部理事、外部監事又は外部の有識者でなければならない。
 - 3 報酬諮問委員会の委員長は、その委員の中から、報酬諮問委員会の決議によって選定する。

(招集)

- 第3条 報酬諮問委員会は、原則として、委員長が招集する。ただし、他の委員も必要に応じて報酬諮問委員会を招集することができる。
- 2 報酬諮問委員会の招集は、各委員に対し会日の3日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。
 - 3 報酬諮問委員全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで報酬諮問委員会を開催することができる。

(開催)

- 第4条 報酬諮問委員会は、定時評議員会の直後に開催される報酬諮問委員会において予め定める年間スケジュールによるほか、必要に応じて随時開催する。
- 2 報酬諮問委員会は、JFAハウス又は適宜の場所において開催する。ただし、必要があるときは電話会議又はWEB会議の方法で開催することができる。

(議長)

第5条 報酬諮問委員会の議長は、委員長がその任にあたる。ただし、委員長に事故があるときは、予め報酬諮問委員会の定めた順序により他の委員がこれに代わる。

(決議の方法)

第6条 報酬諮問委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その委員の過半数をもって行う。

2 報酬諮問委員会の決議につき、特別の利害関係を有する委員は、議決権を行使することができない。この場合、その委員は、出席した委員の数に算入しない。

(権限)

第7条 報酬諮問委員会は、会長の諮問に応じて、以下の事項について答申を行う。

- (1) 理事の報酬を決定するに当たっての方針
- (2) 評議員会に付議する理事又は監事の報酬に関する議案の原案
- (3) 理事の個人別の報酬の内容及び金額
- (4) 各種委員会の委員の報酬を決定するに当たっての方針並びに報酬の内容及び金額
- (5) その他、前各号に関して会長が必要と認めた事項

2 報酬諮問委員会は、その職務執行に必要な事項に関して、理事、使用人及び会計監査人から随時報告を受けることができる。

3 理事会又は理事会の委任を受けた会長は、理事の個人別の報酬の内容及び金額を決定するにあたり、報酬諮問委員会の答申を尊重しなければならない。

(外部専門家の起用)

第8条 報酬諮問委員会は、その職務執行に必要な事項に関して、本協会の費用において、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の外部専門家を起用し、そのアドバイスを受けることができる。

(理事会への報告)

第9条 委員長は、報酬諮問委員会の職務執行の状況(第7条第1項の規定に基づく決議の内容を含む。)を、その内容に応じて適切と考えられる方法により、理事会に遅滞なく報告しなければならない。

(関係者の出席)

第10条 報酬諮問委員会が必要と認めるときは、委員以外の者(第7条第2項及び第8条に規定する者を含むが、これに限られない。)を報酬諮問委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(議事録)

第11条 報酬諮問委員会の講事については議事録を作成し、出席した委員が記名押印する。

(事務局)

第12条 報酬諮問委員会に事務局を置く。事務局は、人事部がこれにあたり、委員長の指示により報酬諮問委員会の招集の手続を行い、事務処理及び議事録の作成を担当する。

(改廃)

第13条 本規則は、理事会の決議により、改廃することができる。

附則

1 この規則は、2022年6月23日より実施する。